

[第689回 ラジオ大阪番組審議会議事録]

1. 開催日時 令和8年7月8日(水) 午後2時00分～3時00分

2. 開催場所 ラジオ大阪 大会議室

3. 委員の出欠 委員の総数 5名

出席の総数 5名

出席委員の氏名 成瀬 國晴 河内 厚郎
岸本 佳子 牧 香代子
鳴海 勝(書面参加)

放送事業者側出席者の氏名

上野 慶子 志知 直哉

4. 議題

1) 番組審議 『コエトワ』

2) その他

5. 議事の概要

議題1) 『コエトワ』について、番組の企画意図と内容を説明し、審議に入った。

社側 「声の価値とは？」をテーマに、毎週金曜日22時から、アニメ・声優に興味のあるヤングターゲットでお送りしている60分番組です。
AIの登場で簡単に声を生成できる時代となりましたが、人間が体と頭と感情を使って発した「声」とそれとは何かが確実に違うとの考えから、第一線で活躍している声優をゲストに迎え、ボイスサンプルを科学的に分析・解説するコーナーも交え、お送りしています。ゲストは『進撃の巨人』の主演「エレン・イェーガー」役など多数のメジャー作品に出演している大人気声優・梶裕貴さん。梶さんは、自らの声を基にした音声合成ソフトプロジェクト「そよぎフラクタル」を立ち上げ、クリエイターとコラボし動画制作や楽曲制作、先日は3DエンタテインメントLIVEを開催するなど、積極

的に最先端技術を活用した取り組みも行っています。今回は、2026年4月3日に放送された第一回目についてご審議賜りたく存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員 「声の価値」を深掘りする切り口が新鮮であり、今後の成長に期待が持てる番組だ。専門家による科学分析と、感情・演技という感性の両面から「声」の魅力を知ることができた。梶氏の多様な表現力と高度な専門性から、声優という職業の奥深さを実感した。第一線で活躍する二人の声は心地よく、1時間を通してテーマの魅力を存分に引き出していた。今後はどのようなゲストを迎え「声」の世界を広げていくのか、大いに楽しみにしたい。

委員 映像に頼らず「声で伝える」というラジオ本来の強みを最大限に活かした素晴らしい番組だ。出演者二人の安定した進行と自在な表現力により、想像力を掻き立てられながら快適に聴けた。中盤の音声分析コーナーはやや専門的だったため、より噛み砕いた解説があると尚良い。「ゆで卵と生卵」の例えなど、人間の成長過程に通じる深い共感ポイントもあった。次回テーマである「AIと声」も含め、独自の切り口で時代に即した展開を期待したい。

委員 「声とは何か」という根源的な問いを扱う珍しい番組で、二人の声の良さも際立っていた。梶氏の声の出し分け分析は感嘆したが、一部解説が不十分で消化不良な印象も残った。1時間という尺はやや長いため、リスナーからのお便り紹介など双方向の工夫がほしい。「聴いていて疲れる番組」にならないよう、誰でも入り込める幅広い工夫が求められる。次回取り上げるAIと声の権利問題など、ニュース性のある話題の掘り下げにも期待する。

委員 これまでにない実験的・野心的な番組であり、本質的なテーマを深く考えさせられた。出演者が知的に思索するタイプのため刺激的だが、1時間の中にテーマを絞るとより聴きやすい。「声は人なり」という議論は、自分を客観視する「離見の見」に通じる奥深さがあった。科学分析も含めリスナーに思考を促す内容であり、コアなファンが定着しそうだ。声優に限らず落語家など、様々なジャンルの「声」にスポットを当てる展開も望みたい。

委員 エッジの効いた上質な内容で、プロ同士の本音の対談として非常に見ごたえがあった。全体に真面目な印象があるため、相撲取りや物売り、歴史上の人物の声など「遊び」がほしい。体格と声の関係を示す科学分析は番組の大きな目玉になる可能性を秘めている。ラジオ大阪での放送らしく、時には大阪の文化や人材と絡む地域性も打ち出してほしい。専門的な分析をよりポピュラーで楽しいエンタメへ昇華させれば、さらに間口が広がる。

社 側 貴重なご意見、ありがとうございました。

以上

6. 審議会の答申又は改善意見に対してとった措置および年月日
な し

7. 審議会の答申又は意見の概要を公表した場合におけるその公表内容・方法及び年月日

- ・「番組審議会だより」 （第689回ラジオ大阪番組審議会議事録の要約）

「ラジオ大阪番組審議会レポート」 内で放送

放送日 令和8年8月23日（日）6時10分～6時15分

- ・「番組審議会だより」 （第689回ラジオ大阪番組審議会議事録）
ラジオ大阪ホームページ（<http://www.obc1314.co.jp>）に掲載
- ・ 番組審議会の議事録の原本は事務局立ち会いのもと閲覧に応じる。

8. その他の参考事項

訂正放送または取り消しの放送の請求及び請求に対しての措置が無い旨を報告。

以上